

(設置)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策の整備を推進するため、広域連合情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 許可された者だけが情報に接することを確実にすることをいう。
- (2) 完全性 情報資産に誤った情報が混入したり、情報資産が破壊されたりすることのないようにすることをいう。
- (3) 可用性 許可された者が必要なときに確実に情報に接することを確実にすることをいう。

(任務)

第3条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 広域連合情報セキュリティポリシーの運用に関する事項
- (2) 広域連合情報セキュリティポリシーの見直しの承認に関する事項
- (3) その他広域連合の情報セキュリティの整備に必要な事項

(組織)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 総務課長、業務課長、会計室長
- (4) その他広域連合における情報システムの運営責任に関わる者で特に広域連合長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は事務局長をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 副委員長は、委員長が委員より指定する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。  
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。